

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出時の免許証番号 宮崎県知事（ ）第 号

商号又は名称

郵便番号

主たる事務所の所在地

氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

印

電話番号

ファクシミリ番号

宮崎県知事 殿

記

1 基準日 年 月 日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅
又は令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

イ

(2) ① その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅（令第6条
第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

ロ

② 法第11条第3項の算定特例適用後の戸数（ロ × 0.5）

ハ

(3) ① 令第6条第1項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

ニ

② 令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	ニ	ホ

(4) ① その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅であつて、かつ、令第6条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

へ

② 法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	へ	ト

(5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

リ

2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)ヌ

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ル

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ヲ

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ + ル + ヲ =

3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
合計戸数	

4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
- 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする